

北九州市予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条～第 5 条 略 (管理者)</p> <p>第 6 条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定予防給付型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>第 7 条 略 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 8 条 1～2 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、時期的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用にも供されるものをいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p> <p>第 9～28 条 略 (業務継続計画の策定等)</p> <p>第 28 条の 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い</p>	<p>第 1 条～第 5 条 略 (管理者)</p> <p>第 6 条 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定予防給付型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>第 7 条 略 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 8 条 1～2 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p> <p>第 9～28 条 略 (業務継続計画の策定等)</p> <p>第 28 条の 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防給付型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い</p>

必要な措置を講じなければならない。

(削除)

2～3 略

(衛生管理等)

第 29 条

1～2 略

3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(削除)

(1)～(3) 略

(掲示)

第 30 条

1 指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第 26 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定予防給付型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定予防給付型訪問サービス事業者実施者は、原則として、重要事項

必要な措置を講じなければならない。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

2～3 略

(衛生管理等)

第 29 条

1～2 略

3 指定予防給付型訪問サービス事業者は、当該指定予防給付型訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

(1)～(3) 略

(掲示)

第 30 条

指定予防給付型訪問サービス事業者は、指定予防給付型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第 26 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定予防給付型訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

をウェブサイトに掲載しなければならない。ただし令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、適用しない。

第 3 1 条～第 3 7 条 略

(虐待の防止)

第 3 7 条の 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(削除)

(1) ～ (4) 略

第 3 8 条 略

(記録の整備)

第 3 9 条

1 ～ 2 (2) 略

(3) 第 4 2 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 2 3 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第 3 5 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第 3 7 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 0 条～4 1 条 略

(指定予防給付型訪問サービスの具体的取扱方針)

第 4 2 条 (1) ～ (7) 略

(8) 指定予防給付訪問型サービスの提供にあたっては、当該利用者又

第 3 1 条～第 3 7 条 略

(虐待の防止)

第 3 7 条の 2 指定予防給付型訪問サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

(1) ～ (4) 略

第 3 8 条 略

(記録の整備)

第 3 9 条

1 ～ 2 (2) 略

(新設)

(3) 第 2 3 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第 3 5 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 3 7 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 0 条～4 1 条 略

(指定予防給付型訪問サービスの具体的取扱い方針)

第 4 2 条 (1) ～ (7) 略

(新設)

は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(11) サービス提供責任者は、予防給付型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防給付型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該予防給付型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防給付型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防給付型訪問サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する予防給付型訪問サービス計画の変更について準用する。

第43条～45条 略

(管理者)

(新設)

(8) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、予防給付型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該予防給付型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該予防給付型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防給付型訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防給付型訪問サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する予防給付型訪問サービス計画の変更について準用する。

第43条～45条 略

(管理者)

第 4 6 条

指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、管理に支障がない場合は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 4 7 ～ 第 4 9 条 略

(指定生活支援型訪問サービスの具体的取扱方針)

第 5 0 条

(1) ～ (7) 略

(8) 指定生活支援型訪問サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 指定生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(11) 訪問事業責任者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(12) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を

第 4 6 条

指定生活支援型訪問サービス事業者は、指定生活支援型訪問サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、管理に支障がない場合は、当該指定生活支援型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 4 7 ～ 第 4 9 条 略

(指定生活支援型訪問サービスの具体的取扱方針)

第 5 0 条

(1) ～ (7) 略

(新設)

(新設)

(8) 指定予防給付型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 訪問事業責任者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を

当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(1 3) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型訪問サービス計画の変更を行うものとする。

(1 4) 第 1 号から第 1 2 号までの規定は、前号に規定する生活支援型訪問サービス計画の変更について準用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された予防給付型訪問サービス、生活支援型訪問サービス及び共生型訪問サービスについて適用し、施行日前に実施された予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスについては、なお、従前の要綱の例による。

当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

(1 1) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型訪問サービス計画の変更を行うものとする。

(1 2) 第 1 号から第 1 0 号までの規定は、前号に規定する予防給付型訪問サービス計画の変更について準用する。

(新設)

(新設)